七　申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行若しくはその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得若しくは保有し、又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とした後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　略］

3　前二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となつた外国の銀行業高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　略］

（法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十七条の六　［略］

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　［略］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第十七条の七　銀行は、法第十六条の四第二項ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

七　申請銀行の業務の状況に照らし、申請銀行又はその子会社が合算して当該認可に係る銀行業高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も、申請銀行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

［八・九　同上］

3　前二項の規定は、法第十六条の二第八項ただし書の規定による認可（銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた銀行業高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　同上］

（法第十六条の四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第十七条の六　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　［同上］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第十七条の七　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

（合併の認可の申請）

第二十二条　銀行は、法第三十条第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～十一　略］

十一の二　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

［十二・十三　略］

十四　その他法第三十一条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［十二・十三　同上］

十四　その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［略］

（会社分割の認可の申請）

第二十二条の二　銀行は、法第三十条第二項の規定による会社分割の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～十一　略］

十一の二　当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

［十二～十四　略］

十五　その他法第三十一条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［略］

（合併の認可の申請）

第二十二条　［同上］

［一～十一　同上］

十一の二　合併後存続する銀行又は合併により設立される銀行が当該合併により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

［十二・十三　同上］

十四　その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

（会社分割の認可の申請）

第二十二条の二　［同上］

［一～十一　同上］

十一の二　当該会社分割により銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

［十二～十四　同上］

十五　その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］